

2019年4月1日改定

## 第1条（目的）

1. 本特約は、東急カード株式会社（以下「当社」という）が発行したカード保有者（以下「会員」という）に対し、当社発行のカードにかかる毎月のご利用代金明細書を郵送による方法に代えて通知する「ご利用代金Web明細サービス」（以下「本サービス」という）について規定するものです。
2. 本サービスには、貸金業法第17条に規定される書面のうち、当社が別途定める書面（以下「17条書面」という）を含みます。

## 第2条（本サービスの利用）

本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認したうえで当社の定める方法により本サービスの利用登録を行うものとします。利用登録が完了した場合に、会員は本サービスを利用することができるものとします。なお、本サービスはパソコンによってインターネット接続できる環境を整えていることを前提とします。

## 第3条（カード利用代金明細書の通知方法）

1. 当社は、電子化されたカード利用代金明細書の作成が完了した旨を、会員が届出た電子メールアドレス宛に電子メールを配信します。会員は、当該メールを受領後ただちに当該メールにおいて指定されたウェブサイトアクセスし、ご利用代金明細書を閲覧、内容を確認し、かつご利用代金明細書のデータをダウンロードすることとします。ただし、本サービス利用会員は、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、ご利用代金明細書が確認できない場合があることをあらかじめ承認するものとします。なお、Web明細書を印刷して保存することを希望する会員は、パソコンからインターネット接続のうえWeb明細書を参照し、印刷するものとします。
2. 会員の本サービス利用期間中は、第4条第2項の場合および当社が必要と判断した場合を除いて、当社から会員へのカード利用代金明細書の郵送は停止します。

## 第4条（電子メールアドレス）

1. 会員は、電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのサービスメニューから変更の手続を行うものとします。
2. 会員は、当社から会員に宛てた電子メールが不着であるとの通知を当社から受けた場合には、遅滞なく登録されている電子メールアドレスの確認、または必要に応じて変更の手続を行うものとします。当社にて電子メールが不着と認識されている期間は、当社が定める適当な方法で通知する場合があります。

## 第5条（ハンドルネーム）

1. 会員が本サービスの利用登録をする際に必要となるハンドルネーム（会員宛電子メールに挿入される仮名）には会員の本名を使用することはできません。
2. 前項に反して会員が本名を登録したことに起因して生じた会員の損害に対しては、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第6条（本サービス利用に必要な情報通信技術の種類および内容）

本サービスの利用にかかわるウェブ閲覧用ブラウザおよび電子メールの添付ファイル閲覧用ソフトウェアの種類・バージョンならびにハードウェアの機種等、ダウンロード用利用代金明細データ等の形式等のサービス利用環境は、当社ホームページにて指定するものとします。なお、当サービスを利用するにあたり、当社がサービス利用環境を変更した場合、会員

は速やかにサービス利用環境を整えるものとします。

#### 第7条（本特約の変更）

当社は、当社が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本特約を変更できるものとします。また、変更内容について通知した後に本サービスの利用があった場合、本サービス利用会員が本特約の変更を承認したものとみなします。

#### 第8条（本サービスの利用の中止等）

1. 会員が本サービスの利用の中止を希望するときは、当社が指定する方法により届出るものとします。
2. 当社が会員に宛てた電子メールが一定期間連続して不着になったときは、当社は当該会員の本サービスの登録を当該会員に対して告知することなく、取消することができるものとします。
3. 会員が本特約のいずれかに違反したと当社が判断したときは、当社は会員に対し、別途その旨を通知することにより、いつでも、本サービスの提供を終了することができるものとします。
4. 会員が理由の如何にかかわらず当社カードを解約した場合は、本サービスの利用は同時に終了するものとします。